

# 人事労務レポート

今回のテーマ

## 就業規則作成のポイント

< サンプル就業規則の注意点 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「就業規則は本やインターネットから拾ってきたサンプル版を、社名を入れ替えて使っている。」

新規で業務をお受けした際に就業規則の有無について確認すると上記のような回答を受けることが多々あります。

いわゆるサンプル規則の中には法的要件は満たしているものの、労務管理の実状に合わず、また規定のつめが甘い結果、労使トラブルの火種ともなりかねない表現がみられることがあります。

最新の法律に適合し、現場の実態に沿った、労使双方に安心を与える「生きた」就業規則とは・・・、労働局が出している就業規則作成例に対する改善点を指摘し、就業規則作成におけるポイントを複数回に分けて解説していきます。

### 1. 適用範囲

労働局のサンプル：第2条(適用範囲)

この規則は、第2章で定める手続きにより採用された従業員に適用する。ただし、パートタイム従業員、アルバイト及び嘱託従業員の就業に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

会社により、正社員、準社員、契約社員、嘱託社員、アルバイト等、雇用形態の異なる従業員がありますが、それぞれの従業員の定義が明確になっていないケースがよく見られます。まずは、従業員の定義を明記し、当就業規則の適用範囲をはっきり区分けしておくことが大切です。

上記の規定例をそのまま残し、パートタイマー等の別規程を作成していないと、正社員の就業規則が適用されることがあります。通常、休職制度や退職金・福利厚生制度等は正社員のみを適用対象としますが、別規程や雇用契約書で別の定めを設けていないと、正社員以外の者から休職の申出や退職金の請求があった際に、応じなければならないこともありますので、注意が必要です。「アルバイトには条～条は適用しない。」などと、就業規則の中で適用除外について明記しておくのも一つの方法です。

### 2. 採用時の提出書類

労働局のサンプル：第5条(採用時の提出書類)

1 従業員に採用された者は、次の書類を採用日から2週間以内に提出しなければならない。

履歴書

住民票記載事項の証明書

健康診断書

年金手帳及び雇用保険被保険者証

その他会社が指定するもの

サンプル規則では、履歴書と健康診断書を採用後に提出させることになっていますが、実際の採用手続きに沿って、採用選考時の提出書類と採用決定後の提出書類を区分しておくのがよいと思います。なお、健康診断書は提出日前3ヶ月以内に受診したものに限定します。

また、採用決定後の提出書類については、入社手続きの事務処理や資格・証明書の確認作業の都合上、入社日までに提出させるのが望ましいといえます。業務で車を使用する場合には運転免許証のコピーを必ず提出させます。

### 3. 休職

労働局のサンプル：第9条(休職)

1 従業員が、次の場合に該当するときは、所定の期間休職とする。

死傷病による欠勤がヶ月を超え、なお療養を継続する必要があり勤務できないと認められたとき  
年以内

前号のほか、特別な事情があり休職させることが  
相当と認められるとき 必要な期間

近年、うつ病等で長期欠勤を余儀なくされる社員が増えていますので、休職については細かく定める必要があります。

【休職制度に関する注意点】

「欠勤が1ヶ月以上続いたとき」という要件ではなく、欠勤が断続的に続くようなケースも対象とする。

休職期間を長く取りすぎない。「休職期間2年」といった大企業並みの期間を設けている作成例が見られます。

休職期間中の給与支給がない旨を明記する。

復職時には「会社指定」の病院から診断書をとらせる。

復職してもまた同じ傷病で休職が始まる場合があるので、再発時の休職期間通算について定める。

休職期間満了による退職を自動退職と明記する(解雇ではない)。

休職中の社会保険料の精算方法について定める。

ご不明な点は山口事務所までお問い合わせください。

今月の主な労務・税務関連手続き

・所得税確定申告(3月16日まで)

### コラム

三鷹市が中心となって運営している三鷹ネットワーク大学のベンチャーカレッジという講座で雇用管理について講義をします。私の雇用管理以外にも、営業や税務、資金調達等、起業のいろはを学ぶことができます。三鷹周辺にお住まいの方や起業を考えている方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加いただければ幸いです。期間は、4月14日～7月28日です。よろしく願います。(山口)